

福岡地方裁判所委員会（第14回）議事概要

1 開催日時

平成18年12月4日午後1時10分～午後4時30分

2 場所

福岡簡易裁判所（102号法廷及び市民紛争係受付窓口見学）、福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

簗田孝行委員長，夏樹静子副委員長

石村一枝委員，織田孝二委員，川口宰護委員，古賀靖子委員，田邊宜克委員，野口郁子委員，波多江重則委員，藤岡隆士委員，森岡孝介委員（五十音順）

（福岡地方裁判所）

中島慶人事務局長，大重敏弘刑事首席書記官，立川 治福岡簡易裁判所首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

根占聡哉総務課長，吉田利成総務課専門官

4 配布資料の説明

最高裁判所作成の少額訴訟に関するリーフレット及び訴状の書式（敷金返還請求）について

今回の議事である少額訴訟の模擬相談で使用した資料

5 議事（□委員長，△副委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

(1) 少額訴訟事件の傍聴等

ア 少額訴訟事件の傍聴

第102号法廷において少額訴訟事件（売買代金請求事件）を傍聴した。傍聴後，裁判官及び司法委員から，福岡簡易裁判所における少額訴訟事件の現状等について説明した。

イ 受付相談窓口見学

少額訴訟手続の受付相談を行っている福岡簡易裁判所市民紛争係の受付相談窓口の様子を見学した。

ウ 少額訴訟の模擬相談

相談者を学識経験者委員とし、「相談者はマンションを引き払ったが、敷金を返してもらっていないので、敷金の返還を求めている」という相談内容で、実際に相談業務を担当している福岡簡易裁判所の主任書記官が相談を受け、普段窓口で行っていると通りの説明をした。

(少額訴訟についての感想・意見)

- 敷金返還のような事案で、なぜ裁判所を利用するのか疑問であった。
少額訴訟を利用すると敷金が戻ってくる場合が多いことに驚いた。
もっと少額訴訟のメリットをPRした方がよいと思う。
- 最高裁作成のリーフレットの文字に、ルビを打てないか。
- リーフレットについては外国人にも分かるようにした方がよいのではないかと思う。

(2) 裁判員制度関係

ア 広報活動の報告及び今後の予定

① 小倉支部の模擬裁判の報告

森岡委員（小倉支部裁判官）から、10月25日に小倉支部で実施した模擬裁判員裁判の概要について報告した。

② 本庁の模擬裁判の報告

簗田委員長（地裁所長）から、11月10日に本庁で実施した模擬裁判員裁判の概要について報告した。

③ 法曹三者による福岡商工会議所会頭・副会頭等との対談の報告

根占総務課長から、10月25日に行われた法曹三者による福岡商工会議所会頭等との対談の結果について報告した（法曹三者から、①従業員が裁判員として参加しやすい環境整備、②裁判員制度説明会の開催、③模擬

裁判員裁判への参加について協力要請し、会頭等からは、企業としてできることは協力したい旨の回答をいただいた。)

④ 裁判員制度説明会の報告

根占総務課長から、法曹三者が協力して行っている裁判員制度説明会の実施状況及び⑤記載のフォーラムなど今後の広報活動展開の予定について報告した。

⑤ 裁判員制度フォーラムの計画

根占総務課長から、平成19年2月12日の午後に福岡市天神のエルガーホールで実施を予定している裁判員制度フォーラムの計画について、紹介した。

イ 法曹三者における裁判員制度の円滑な導入に向けての取組状況について

弁護士会の取組状況は田邊委員から、裁判所及び検察庁の取組状況は根占総務課長から、それぞれ紹介した。

(裁判員制度に関する意見交換)

○ 広報活動の一つとして、制度の概要のチラシを配布するのもいいが、少額訴訟の場合に「敷金が返ってくる」と各論から入るのがいいように、裁判員制度についても本音の部分を説明した方が効果があると思う。

○ 裁判員への参加については、大企業の場合はよいが、中小企業において休暇を取得することは大変だと思う。

□ 裁判員制度が定着するかどうかは、国民の皆さんが参加して良かったという実感を持つことである。裁判員に類似した検察審査員についても、審査員に選ばれた時は、ほとんどの方は審査員をやりたくないと思われるようであるが、半年経つうちに参加して良かったとの感想に変わってくる。

△ 裁判員になるとこんな良いことがある、あるいは、裁判員制度が始まったら、こんな良いことがあるといったメリットを宣伝してはどうか。

○ 団塊世代の方々の経験と知能を有効活用してはどうか。団塊世代の方は、これまで一生懸命働いてきたが、今はいろいろなことに参加し、社会のた

め人のために何かやりたいと思っている人が多い。もっとその力を発揮できるようにしてほしい。

- 法曹OBの方と低報酬で契約して、活用するのはどうか。
- 裁判員や広報についても団塊世代の方だと報酬なしでもやってもらえると思う。きっと質の高い仕事をし、社会貢献されると思う。裁判員関係のバッジなど共通認識ツールを作ってはどうか。
- 裁判員制度は、専門家が裁くのではないという理念であるが、一般の方が判断できるのか現実的には難しいと思う。司法制度改革の一つとしてこの制度が導入されたのであろうが、改革は、例えば、裁判官に企業研修を受けさせるなど法曹内部でやられたらよいのではないか。
- ◎ 今の裁判制度に外部から批判があるが、裁判官の立場からすると、私達は間違っているという認識がない。ただ、法律家だけの裁判は専門化しすぎており、証拠調べについては、検察官と弁護士が重箱の隅を突くような聞き方ではいけない。とはいえ、争いになっている部分など事件に必要なポイントは、今まで以上の証拠調べをやるべきであり、メリハリのある審理をやっていく必要がある。現在の制度には金属疲労が認められる。1年ないし2年、あるいは10年くらいかかるかもしれないが、一般の方が理解できるような裁判に変えていく必要がある。そういう事実を受け止め、より良い裁判の実現のため、今までの刑事裁判をもう一度見直し、法曹三者で取り組んでいるところである。

裁判員裁判のメリットは何かという質問に対しては、すぐに答えが出てこない。悪くなっている治安を良くするには、長期的かもしれないが、国民の方々が自分たちも裁判に参加し、治安に関わっているという認識を持ってもらうことが大切だと思う。敷金のようにすぐにメリットとして返ってくるというわけにはいかない。

- ◎ 公判前整理手続は大変負担になるので、密度の濃いものをしていく必要がある。従前は調書が積み上げられていたが、弁護人のやり方は少し変

わってきているように思う。弁護士としては捨ててはいけないものをどこまで整理するかが課題であるが、見ている人にも分かりやすく、被告人にも分かりやすくなっていくように思う。いずれにせよ、法曹三者と裁判員になる方の負担は大きくなると思う。

- 裁判員制度については、賛否両論あって当然だと思うし、反対の意見も出してほしい。率直な意見を出してもらうことで議論が深まり、問題点も浮き彫りになってくると思う。

今までは法曹任せであったが、理念的によいものであれば私達に関係してくるものとして「皆で力を合わせて良いものを作りましょう。社会の在り方について皆で考えていきましょう。」という意識を高めていくことが大切である。裁判員裁判に関与する人は少ないかもしれないが、家族や周囲の方々が考えることによって広がっていくと思う。そうなっていかないとこの制度はうまくいかない。

- 福岡であのセクハラ判決があって、セクハラに関しては人々の意識は変わってきたと思う。裁判員制度も国民一緒になって考え、うまく機能すればよい。高い山であるが、諦めず、法曹三者も一生懸命取り組んでいるので、私達も甘えずに頑張っていかなければいけない。

- 特にお年寄りの方が裁判員として参加することは不安だと思うが、一生懸命参加することによって変わっていき、大きな意味を持つことを考えてもらえると思う。諸外国でうまく機能しているので、必ず日本人はやれると思う。そういう展望のもとに良い制度を作り上げていかなければならない。

ウ 裁判所の案内表示板の設置

中島事務局長から次のとおり説明した。

裁判所へのアクセスに関する地方裁判所委員会の提言に基づき、10月30日に、地下鉄赤坂駅2番出口の駅名標の裏面に、福岡高・地・簡裁及び検察審査会の所在方向を示す電照タイプの案内表示板（裁判員制度のマークも

表示) が取り付けられた旨を、現場の写真を示しながら紹介した。

(3) 裁判所からの情報発信について

根占総務課長から次のとおり説明した。

ア ホームページのリニューアルについて

各庁の傍聴券交付情報が裁判所のホームページで確認できるようになったことや、従前からの掲載情報については、原則毎月1回、必要な場合は随時最新のものに更新する予定であること、本日の議事である少額訴訟に関する情報がホームページ上どの程度掲載されているかの紹介などを行った。

イ 振り込め詐欺に関する注意喚起について

前回の委員会において、裁判所のホームページに振り込め詐欺に関する注意喚起のメッセージを掲載することは考えられないかとの話が出されたので、根占総務課長から、最近の振り込め詐欺の現状等について説明し、掲載の当否について意見を求めたところ、何らかの形で掲載した方がよいとの意見が多数出された。

(結果)

振り込め詐欺に関する注意喚起のメッセージを掲載する方向で検討する。

6 次回期日及び次回委員会のテーマ

(1) 次回期日

第15回 平成19年3月7日(水)

(2) 次回委員会のテーマ

ア 裁判員制度関係(意見交換)

イ 専門委員制度の現状等について